

第15回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2023年6月20日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階
東京コンベンションホール

当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、書面又はインターネットによる事前行使もご活用ください。また、株主総会会場において、**感染防止のための措置を講じてまいります**ので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次

第15回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
添付書類	
第94期事業報告	10
計算書類	41
連結計算書類	43
第15回定時株主総会会場ご案内略図	

企業理念（パーパス・ミッション）

PURPOSE —商工中金が実現していきたい、これからの社会の姿—

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。

MISSION —PURPOSEを実現するために、商工中金が果たすべき使命—

**安心と豊かさを生み出すパートナーとして、
ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。**

ステートメント

中小企業専門金融機関としてのDNAを深化・発展させ、多くの企業が抱える課題の解決を通じて、未来を支えていく。

世界が変わりつづけるそのなかで、躊躇なくチャレンジして、勇敢に自分自身を変えていける社会へ。

安心と安全が揺らいだ時にも、冷静に現状を見つめ、正しく一步を踏みだせる社会へ。

あらゆる地域の人たちが、自分たちならではの強みを発揮し、豊かさと充実を感じられる社会へ。

私たち商工中金は、変化の先の希望を目指して、お客さまとともにチャレンジするパートナーです。

トップメッセージ（動画）



<https://youtu.be/IRCFut8i5gc>



ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
商工中金は、いま、大きな転換点を迎えております。

政府保有株式の全部売却や銀行法並びの業務範囲を折り込んだ商工中金法改正法案が通常国会に提出されました。

今回の商工中金法改正は、「真に中小企業の役に立つ金融機関」、新生・商工中金のスタートラインです。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年5月

取締役社長 **関根正裕**

2023年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長 関 根 正 裕

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら6ページの「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2023年6月19日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月20日（火曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件

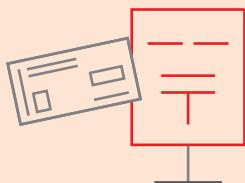
以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当金庫定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当金庫ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知の添付書類及び上記インターネット上の当金庫ウェブサイトに掲載の書類が含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当金庫ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要ですので、ご了承ください。
- ◎政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、本定時株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますようお願い申し上げます。また、入場時のアルコール消毒、検温等をお願いする場合がございます。発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと思われる方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（又は、退席をお願いする）こともありますので、予めご了承ください。
- ◎当金庫係員は軽装（クールビズ）のうえ、マスク着用にてご対応させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使用いただくことができます。
 なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2023年6月19日（月曜日）
 午後5時10分到着

■ インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2023年6月19日（月曜日）
 午後5時10分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

■ ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ☎ 0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

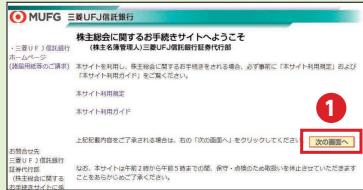
インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**
▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによって実施可能です。
 (ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)



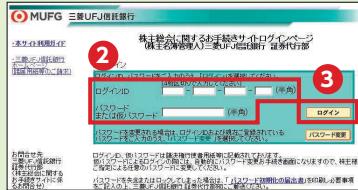
パソコンの場合 (ログインID・仮パスワードを入力する方法)

1 議決権行使サイトへアクセスする



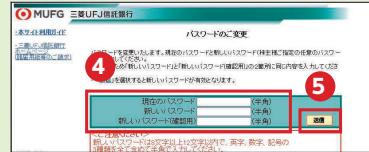
① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを変更する



- ④ 現在のパスワードと株主さまがご使用になる新しいパスワードをそれぞれ入力
- ⑤ 「送信」をクリック

↓
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が**不要**になりました！
 同封の議決権行使書副票 (右側) に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書副票 (右側)

↓
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第94期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当金庫普通株式1株につき金3円（ただし、株式会社商工組合中央金庫法第50条及び同法施行令第15条に基づき、政府が保有する当金庫普通株式については、1株につき金1円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、4,495,479,812円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
剰余金の配当にかかる主務大臣の認可を得ることを条件として、2023年6月22日といたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当金庫の在り方については、政府が「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案」を閣議決定し国会に提出するなど国で議論されています。2023年5月30日現在、同法案は成立しておりませんが、当金庫として、昨年制定の「パーパス・ミッション」を基にした中小企業に寄り添った支援や危機対応業務を継続していく観点から、主務大臣の認可を得ることを条件として定款に規定するものであります。
- (2) 「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案」の一部について、危機対応準備金の条番号が変更されますので、「第2章の2 危機対応準備金株式」の一部について、同法の成立・施行及び主務大臣の認可を得ることを条件として、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

- (1) 「第一章 総則」の一部変更

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第二条 当社は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 預金又は定期積金の受入れ、融資対象団体等に対する資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引</p> <p>(2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号に付随する業務</p> <p>(3) 国債、地方債、政府保証債その他有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 信託業務</p> <p>(5) 前各号の業務の外、株式会社商工組合中央金庫法、担保付社債信託法その他の法律により営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p>	<p>(目的等)</p> <p>第二条 当社は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員（以下「<u>中小企業等</u>」という。）に対する金融の円滑化を図るため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 預金又は定期積金の受入れ、融資対象団体等に対する資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引</p> <p>(2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号に付随する業務</p> <p>(3) 国債、地方債、政府保証債その他有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</p> <p>(4) 信託業務</p> <p>(5) 前各号の業務の外、株式会社商工組合中央金庫法、担保付社債信託法その他の法律により営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項</p>

現行定款	変更案
	<p>2 当社は、パーパス（当社が達成しようとしていることをいう。以下同じ。）及びミッション（パーパスを実現するために当社が果たすべき使命をいう。以下同じ。）をそれぞれ次の各号のとおり定め、中小企業専門金融機関としての機能・役割を深化・発展させ、中小企業等に寄り添い、ともにチャレンジするパートナーとして、多くの中小企業等や地域が抱える課題の解決を通じて、その未来に貢献していく。</p> <p>(1) パーパス 企業の未来を支えていく。日本を変化につよとする。</p> <p>(2) ミッション 安心と豊かさを生みだすパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。</p> <p>3 当社は、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、危機対応業務を行う責務を有する。</p>

(2) 「第二章の二 危機対応準備金株式」の一部変更

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の4 当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の3第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。</p> <p>2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>
<p>(取得条項)</p> <p>第13条の5 当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。</p>	<p>(取得条項)</p> <p>第13条の5 当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の3第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。</p>

以上

(ご参考)

株式会社商工組合中央金庫法（以下「商工中金法」といいます。）の改正について

商工中金法の改正法案が今国会に提出されております。改正法案では、政府保有株式の全部処分を実施し、商工中金の業務範囲の一部を銀行と同様となるよう見直しする一方で、株主資格制限や特別準備金制度の維持、危機対応業務の責務化など、必要な各種措置は維持するものとされております。商工中金の使命（中小企業組合や中小企業者の金融の円滑化という法目的）は、今後も変わることはありません。

商工中金法改正の背景

2022年8月、政府の「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」において「新たなビジネスモデルは概ね確立できたと評価」する報告書が取りまとめられました。その後、「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」での議論を踏まえ、政府は、中小企業に対する金融機能の強化を図るべく、商工中金のサービスの「範囲」の一部を銀行と同様となるよう見直し、政府保有株式を全部処分することで「中小企業による中小企業のための金融機関」との位置付けを更に明確化させサービスの「質」を向上させるため、商工中金法改正法案の提出に至りました。

商工中金法改正法案の概要

(中小企業庁「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の概要」参照)

- (1) 「中小企業のための金融機関」の維持【平時】
議決権保有株主資格の制限や、特別準備金（4,008億円）の制度は維持。
- (2) コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し【平時】
組合金融の円滑化という目的の範囲内で、業務範囲の制約等を見直す。
-商工中金本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
-投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
-サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社の子会社としての保有可等
銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR）等）。
- (3) 地域金融機関との連携・協業の強化【平時】
業務を行うに当たり、地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記。
民業圧迫回避規定（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は存置。
- (4) 危機対応を的確に実施するための措置【危機時】
政府保有株式全部売却後も、危機対応業務を実施する責務を課す。
同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】
- (5) 政府保有株式の売却等
商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義が低下した政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除。
※議決権保有株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業を支援する機関にも拡大
政府株式売却に伴う措置（新株発行時・代表取締役選定時（※）の大臣認可の廃止）。
（※）「大臣認可+違法行為時の解任命令」から「届出+解任命令」に移行
- (6) 将来的な完全民営化の勘案要素
特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

【金融経済環境】

2022年度のわが国経済をみますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に脱し、持ち直す展開となりました。一方、物価面では、ロシアのウクライナ侵攻などに起因する国際商品市況の高騰や為替円安の進行に伴い輸入物価が上昇したため、生産者・消費者の各段階で価格上昇が顕著となりました。

個人消費は、感染症に係る行動制限が徐々に緩和へと向かう中で、サービス消費を中心に緩やかに持ち直しております。

中小企業の景況感についてみますと、製造業は欧米の金融引き締め等から海外経済が減速する中で足踏み傾向で推移した一方、非製造業は行動制限緩和に伴い対面サービスを中心に持ち直しの動きがみられました。また、収益面では、中小企業全体として原材料・エネルギー価格の大幅上昇を販売価格に十分転嫁できず減益傾向にあります。飲食・宿泊や小売等を中心に人手不足感が一層強まる中、賃上げの動きが中小企業でも広がりを見せております。

金融面につきましては、欧米中央銀行のインフレ抑制政策に伴い米国をはじめとする海外金利が大幅に上昇しましたが、日本銀行が大規模金融緩和を継続する中、国内長短金利は海外と比べ低位で推移しました。円対ドル相場は日米金利差の拡大を受け、一時150円を突破するなど急激な円安が進みましたが、昨年秋以降は、日本政府による円買い為替介入実施などを受け、本年度末時点では130円前後まで戻しました。日経平均株価は、欧米の金融引き締めに伴う世界経済減速懸念と、国内景気の持ち直し期待が交錯する中、概ね2万6千円台から2万8千円台の間での推移となりました。

【事業の経過及び成果】

当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というパーパスを基軸に、2022年度から2024年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しております。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組むことで、変化につよ

い企業経営をお取引先とともに実現していくと同時に、商工中金自身の持続可能なビジネスモデルの実現を目指してまいります。

<中期経営計画に基づく主要な施策>

(1) サービスのシフト

中小企業が抱える経営課題が多様化・複雑化する中、更にニーズが高まっていく、情報サービス、人財サービス、高度金融サービスという3つの分野に注力し、課題解決に向けて取り組むお取引先に対して様々な経営リソースを提供しております。

情報サービスは、財務診断やESG診断、中小企業従業員の幸福度を可視化する幸せデザインサーベイ、CO₂排出量可視化サービスといったツールを活用してお取引先と課題を共有する診断サービスと、お取引先の課題解決に向けた計画策定や実行支援を行うコンサルティング・本業支援について、取組みを強化しております。

人財サービスは、課題解決に取り組むに当たって必要となる、お取引先を内部から支える経営人材、専門人材の確保に貢献するべく、提携先とのビジネスマッチングや、当金庫の専門的な人的リソースを活用した人材提供に取り組んでおります。

高度金融サービスは、複雑化・高度化する経営課題に対応し、大型の資金調達や適切なリスクコントロールを実現するストラクチャードファイナンス等への取組みを強化しております。また、政策投資株の取得及びメザニンファイナンス等を含む投資業務への取組みを強化し、財務内容が大きく毀損したお取引先の財務健全化ニーズや、事業承継等における株式引受けニーズに対応しております。



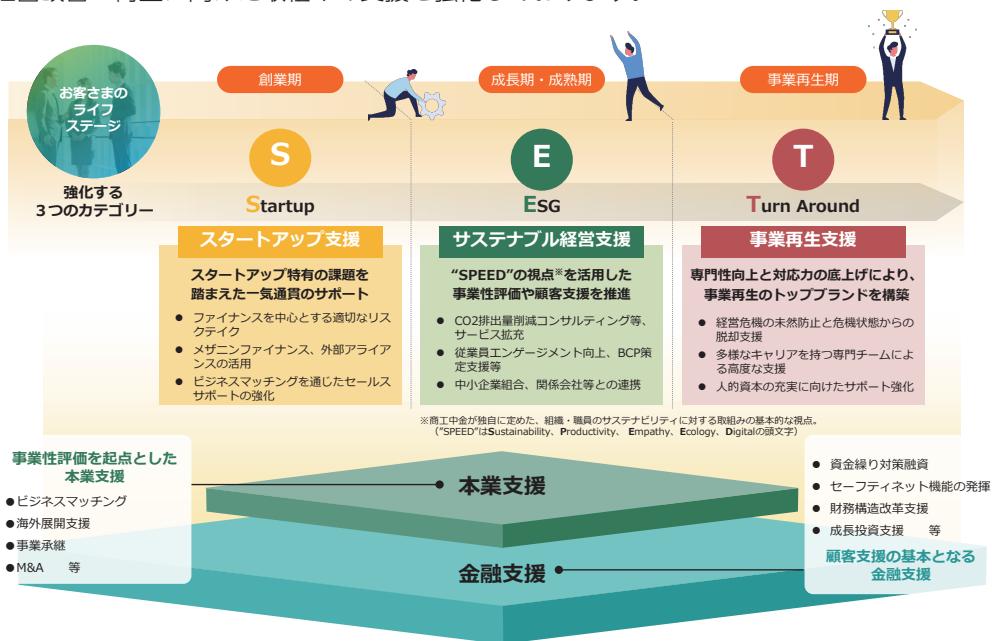
(2) 差別化分野の確立

経済危機や災害時のセーフティネット機能の発揮や、日々の資金繰り支援、事業性評価に基づく本業支援に加え、お取引先のライフステージごとの経営課題に着目し、S：「スタートアップ支援」、E：「サステナブル経営支援」、T：「事業再生支援」の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化しております。

「スタートアップ支援」は、イノベーションを促進し地域活性化を図るうえで社会的にも重要な機能であり、スタートアップ特有の課題を踏まえた一気通貫のサポートに取り組んでおります。

「サステナブル経営支援」においては、気候変動リスクへの対応に取り組むお取引先への支援や、従業員エンゲージメントの向上に取り組むお取引先、災害対策等を進めるお取引先、ガバナンスを強化しようとするお取引先等への支援を推進しております。

「事業再生支援」においては、専門性向上と対応力の底上げにより、財務や収支に課題を抱えるお取引先の経営改善・再生に向けた取組みの支援を強化しております。



(参考) 2023/3期差別化分野実績

S

スタートアップ支援

- ◆ スタートアップ企業に対するファイナンス：288件、421億円
- ◆ スタートアップ企業へのビジネスマッチング取次件数：350件程度

E

サステナブル経営支援

- ◆ サステナブルファイナンス(22/6～)：51件、190億円
- ◆ ESG診断サービスの提供：800件程度

T

事業再生支援

- ◆ 支援対象先のランクアップ率：8.9%
- ◆ 支援対象先の引当戻り額：22億円
- ※2023/3末時点の対象先数約4,800社

(3) 当金庫自身の企業変革

パーパス・ミッションを基軸として、多くの新しいチャレンジを育むべく、「Well-being・D&I」、「お客さま本位の業務運営」、「デジタルトランスフォーメーション」の3つの主要なテーマに基づき、企業体質や組織風土改革を進めております。2022年4月に「D&I推進部」及び「人づくり支援室」を設置し、知的・人的資本経営を拡充するとともに、2022年8月には「人的資本経営コンソーシアム」に参画し、更に、2023年4月には企業内大学として「人づくりカレッジ」を創設するなど、取組みを加速しております。



<持続可能な社会の実現に向けた取組み>

【基本的な考え方】

当金庫は、中小企業組合や中小企業の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・役職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点（※）を設定し、具体的な目的と行動を定めております。

（※）当金庫が独自に定めた、組織・役職員における、サステナビリティに対する取組みの基本的な視点。Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったもの。

	Sustainability	Productivity	Empathy	Ecology	Digital
SPEDS 視座	 将来を損なわず 現在を豊かにする	 少ない資源で より多くを産み出す	 関係者から共感され ファンを作る	 関係者以外も書さず 又は対策する	 多くの情報を使い 付加価値を創る
目的	雇用の安定を通じて地域 経済の活性化に貢献	限られた資源の中で事業 活動による成果を持続的 に増加	社会の一員である企業と しての社会的責任を追求	全ての社会経済活動の 基盤である気候、海洋、 森林等の地球環境の安 定に貢献	多様な背景を持つ消費者 に応じたサービスを物質 的な制約や環境負荷の 消費なく提供
行動	事業活動に必要な経営 資源を継続的に確保 外部環境の変化に合わ せて事業活動を改善	事業活動に関するノウハ ウを蓄積・活用 生産設備が消費する資源 を削減	従業員の健康と適切な処 遇、取引先との公正な取 引など、人権の尊重をは じめ倫理的に正しく活動	環境に配慮した活動に精 力的に取り組む 自然災害等への危機管 理を実施	デジタル技術の活用 データによる付加価値の 創出

【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くのお取引先に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。近年、異常気象による被害が甚大化しており、持続可能な社会の実現に向けて、世界各国で気候変動に対応していく動きが広がっております。当金庫は、お取引先の取組みを支援すること、また、自身でも取組みを進めていくことにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

気候変動リスクが当金庫の経営にもたらす機会とリスクに関して、定性的・定量的なシナリオ分析を行っております。具体的には、気候変動に起因する近年の自然災害を踏まえた物理的リスクや、低炭素社会への移行に伴う気候変動政策や技術革新等により生じる移行リスク及び機会の影響分析を行い、組織のレジリエンスを高めてまいります。

当金庫は、気候変動に対する取組みの情報開示の重要性を認識しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」が推奨する形での情報（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の開示に取り組んでまいります。

<新型コロナウイルス感染症への対応>

新型コロナウイルス感染症に関する危機対応融資の申込み受付は、2022年9月をもって終了いたしました。引き続き影響を受けている中小企業の皆さまに対しては懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行うとともに、収益力改善や事業再構築、新分野進出等の支援についても対応しております。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、流動性預金が増加した結果、期末残高は前期末比783億円増加し、5兆7,863億円となりました。

預金

5兆7,863億円

前期末比783億円増

(債券)

債券は、期末残高が前期末比937億円減少し、3兆4,488億円となりました。

債券

3兆4,488億円

前期末比937億円減

(貸出金)

貸出金は、資源価格の高騰等先行きの不透明感が強まる中、事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期比312億円増加し、9兆6,390億円となりました。

貸出金

9兆6,390億円

前期末比312億円増

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比53億円増加し、184億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比51億円増加し、103億円となりました。

特定取引
資産

184億円

前期末比53億円増

特定取引
負債

103億円

前期末比51億円増

(有価証券)

有価証券は、市場環境を注視しつつ国内債券を中心として運用を行った結果、期末残高は前期末比2,371億円減少し、9,779億円となりました。

有価証券

9,779億円

前期末比2,371億円減

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比2,611億円増加し12兆9,804億円となりました。

総資産

12兆9,804億円

前期末比2,611億円増

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比7,747億円増加し、20兆4,688億円となりました。

内国為替
取扱高

20兆4,688億円

前期比7,747億円増

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引及び貿易外取引が増加した結果、前期比385百万ドル増加し、7,585百万ドルとなりました。

外国為替
取扱高

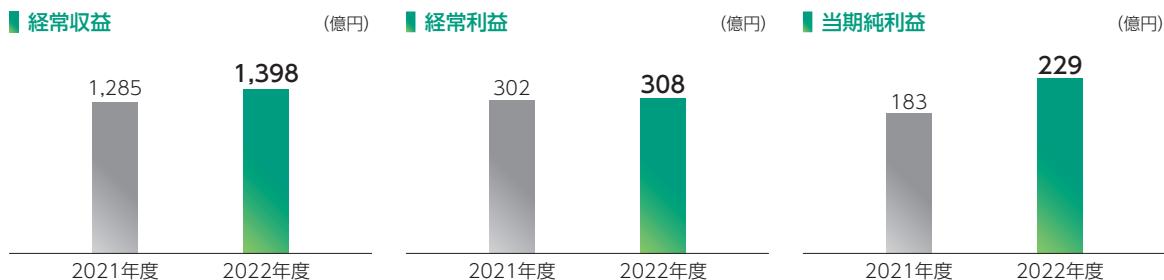
7,585百万ドル

前期比385百万ドル増

(損益)

経常収益は、資金運用収益等が増加した結果、前期比112億円増加し、1,398億円となりました。経常費用は、資金調達費用が増加した結果、前期比106億円増加し、1,089億円となりました。

以上により、経常利益は前期比6億円増加し、308億円となり、当期純利益は前期比46億円増加し、229億円となりました。



【対処すべき課題】

人口減少など構造要因や低金利環境の長期化等により、当金庫を含む国内金融機関の収益には下押し圧力がかけており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有、及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、お取引先から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫のお取引先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化に伴う借入金の急激な増加、ビジネスモデルの再構築や商流の変化、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しております。伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切なアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至ったお取引先に対しては、地域金融機関と連携・協業し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。WEBやスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、お取引先を中心としたあらゆる情報を一元管理するためのシステムプラットフォームを導入し、リレーションの維持・向上を図ることで、お取引先との深度ある対話を実現してまいります。

引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの実現に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預	金	5,082,048	5,893,654	5,707,939	5,786,324
	定期性預金	3,195,222	3,571,601	3,453,371	3,396,472
	その他	1,886,825	2,322,052	2,254,567	2,389,852
債	券	3,990,150	3,787,170	3,542,570	3,448,850
社	債	—	10,000	30,000	80,000
貸	出金	8,294,116	9,521,402	9,607,809	9,639,065
	融資対象団体等向け	8,122,891	9,345,773	9,416,095	9,448,918
	融資対象団体等向け以外	171,225	175,628	191,713	190,146
特	定取引資産 (トレーディング資産)	14,843	15,109	13,147	18,465
特	定取引負債 (トレーディング負債)	8,367	8,928	5,197	10,356
有	価証	1,283,350	1,464,472	1,215,141	977,951
	国債	502,984	734,260	537,291	340,828
	その他	780,366	730,211	677,850	637,122
総	資産	11,149,348	13,012,603	12,719,338	12,980,499
内	国為替取扱高	21,255,368	21,684,640	19,694,189	20,468,896
外	国為替取扱高	百万ドル 6,746	百万ドル 6,382	百万ドル 7,199	百万ドル 7,585
経	常利益	20,581	7,670	30,207	30,836
当	期純利益	13,735	8,773	18,305	22,998
1株当たり当期純利益		円 銭 6 31	円 銭 4 3	円 銭 8 41	円 銭 10 56

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 該当ない場合は「-」で表示しております。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経	常収益	153,835	151,777	149,384	161,030
経	常利益	21,664	8,503	30,604	31,426
親	会社株主に帰属する 当期純利益	14,543	9,242	18,522	23,332
純	資産額	959,450	979,554	988,439	1,005,142
総	資産	11,219,507	13,083,272	12,787,705	13,049,997

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	3,472人
平 均 年 齢	39年0月
平 均 勤 続 年 数	15年8月
平 均 給 与 月 額	450千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道 地 区	5	(1)
東 北 地 区	9	(1)
関 東 甲 信 越 地 区	33	(4)
東 海 地 区	10	(1)
北 陸 地 区	4	(—)
近 畿 地 区	15	(1)
中 国 地 区	10	(1)
四 国 地 区	4	(—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12	(1)
国 内 計	102	(10)
海 外 計	1	(—)
合 計	103	(10)

- 注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式である神田支店、梅田支店及び箕面船場支店、熱田支店、副都心営業部（新宿支店及び渋谷支店）、川崎支店及び横浜西口支店並びに新木場支店が含まれております。
 3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末

3 カ 所

- 当年度新設営業所
 該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2 札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3 ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4 函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5 空知商工信用組合	北海道美幌市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6 十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7 釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8 青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川1207番1	信用協同組合
9 石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
10 古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11 仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12 秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13 北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14 山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15 山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16 福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17 いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
18 相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19 会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20 茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21 真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22 那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23 あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
24 群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25 ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26 熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27 埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28 房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29 銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
30 君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31 全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32 東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33 文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34 東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35 東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
36 江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37 青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38 中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39 共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
40 七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41 大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42 第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43 神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44 横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
45 小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町一丁目5番17号	信用協同組合
46 相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
47 新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区宮所通一番町302番地1	信用協同組合
48 興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49 はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50 協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
51 三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
52 巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
53 新潟大米信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
54 塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
55 糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
56 富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
57 金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
58 石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
59 山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
60 都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
61 長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
62 岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
63 イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
64 飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
65 益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
66 しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
67 静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
68 浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の1	信用金庫
69 沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
70 三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
71 富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
72 島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
73 富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
74 遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
75 岡崎信用金庫	愛知県岡崎市養生町字元菅41番地	信用金庫
76 信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
77 豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
78 愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
79 滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
80 京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
81 京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀2054番地の1	信用金庫
82 大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
83 成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
84 大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
85 大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
86 のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
87 大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
88 兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
89 淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
90 鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
91 米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
92 倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
93 島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
94 島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
95 朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
96 笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
97 広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
98 広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
99 信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
100 両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
101 備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
102 山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
103 徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
104 阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
105 香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
106 土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
107 宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
108 福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
109 佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
110 佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
111 長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
112 長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
113 西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
114 福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
115 熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
116 大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
117 宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
118 鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
119 奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
120 株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
121 コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
122 全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

- 二 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,261
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 重要な設備の新設
該当ございません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	福利厚生業務	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	70百万円	100.00	—

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、当金庫の子会社等有する議決権の比率であります。
 4. 該当がない場合は「—」で表示しております。
 5. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況
該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2023年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社SBI新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部、コンプライアンス統括部	—	—
中谷肇	取締役副社長執行役員 社長補佐 秘書室、キャリアサポート部、 D&I推進部、管理部、営業店サポート部	—	—
鍛冶克彦	取締役専務執行役員 DX推進部、システム部	—	—
小原広之	取締役常務執行役員 主計部、危機対応業務部	—	—
中村重治	取締役（社外取締役）	トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
大川順子	取締役（社外取締役）	KDDI株式会社社外取締役 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	—
大久保和孝	取締役（社外取締役）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 （監査等委員） サンフロンティア不動産株式会社社外取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員） 株式会社LIFULL社外取締役 株式会社サーラコーポレーション社外取締役 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社SS Dnaform代表取締役社長	—
石黒不二代	取締役（社外取締役）	マネックスグループ株式会社社外取締役 ウイングアーク1st株式会社社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 ネットイヤーグループ株式会社社外取締役	—
日下智晴	取締役（社外取締役）	日下企業経営相談所代表	—
岡本泰一郎	常勤監査役	—	—
寺内真彦	常勤監査役	—	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
寺 脇 一 峰	監査役 (社外監査役)	シン・ベル法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役 芝浦機械株式会社社外取締役	—
小 粥 純 子	監査役 (社外監査役)	東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授 小粥純子公認会計士事務所代表 日本調理機株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社日新社外取締役 (監査等委員) 大和ハウスリート投資法人監督役員 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、2023年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
牧 野 秀 行	常務執行役員
森 野 真一郎	常務執行役員
阿 部 学	常務執行役員
野 上 武 彦	常務執行役員
中 塩 浩 幸	常務執行役員
山 田 真 也	常務執行役員
佐 藤 一 也	常務執行役員
住 本 佳 史	常務執行役員
山 口 智 之	常務執行役員

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
補欠監査役 野崎 晃
3. 監査役小粥純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 取締役大川順子氏は、2023年6月開催予定の東京電力ホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
5. 取締役石黒不二代氏は、2023年5月開催予定のウイングアーク1st株式会社社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役に退任予定であります。また、2023年6月開催予定の三井物産株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
6. 監査役寺脇一峰氏は2023年6月開催予定の鹿島建設株式会社定時株主総会において、同社社外監査役に退任し、同社社外取締役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
7. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
多 胡 秀 人	取締役 (社外取締役)	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社東和銀行社外取締役	2022年6月21日 任期満了による 退任
岡 田 不 二 郎	常勤監査役 (社外監査役)	株式会社TSIホールディングス社外監査役	2022年6月21日 任期満了による 退任

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金子裕子	監査役(社外監査役)	早稲田大学商学学術院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役 三菱HCキャピタル株式会社社外取締役(監査等委員) 横浜ゴム株式会社社外取締役	2022年6月21日 任期満了による 退任

8. 該当がない場合は「―」で表示しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
取締役	社内取締役	4人 (うち報酬以外の金額19)	97 65	12	19
	社外取締役	6人 (うち報酬以外の金額9)	54 44	—	9
監査役	社内監査役	2人 (うち報酬以外の金額5)	37 31	—	5
	社外監査役	4人 (うち報酬以外の金額5)	26 21	—	5
計	16人	215 (うち報酬以外の金額39)	162	12	40

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬に係る業績指標は当金庫単体当期純利益であり、2022年3月期の実績は18,305百万円であります。当該指標を選択した理由は、当金庫単体当期純利益が、当金庫の企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額は、当金庫単体当期純利益の額及び各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえて決定しております。
3. 会社役員に対する報酬限度額は、2008年12月16日開催の第1回株主総会において、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)であります。
4. 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額29百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額10百万円及び役員退職慰労金0百万円を含めております。
5. 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額29百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労金のほか、役員退職慰労引当金繰入額10百万円を含めております。
6. 上記の支給人数には、2022年6月21日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名が含まれております。
7. 上記のほか、2022年6月21日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役1名に対し2百万円及び退任した監査役2名に対し7百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円(取締役1名に対し2百万円、監査役2名に対し7百万円)が含まれております。

8. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として、その過半が社外有識者（社外取締役を含む。）により構成されている報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。
9. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
 - ・ 執行役員を兼務する取締役
退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※
※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。
 - ・ 社外取締役、監査役
「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。
10. 該当がない場合は「―」で表示しております。

□ 役員の報酬等の算定方法の決定方針等

当金庫は、2022年7月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・ 当該方針の決定の方法

1. 基本方針

- ・ 取締役の報酬等は、役員の報酬に関する社会的動向を踏まえること、当金庫の経済価値と社会価値の実現に向けた単年度及び中長期的な取組みへの動機づけとなること、を考慮したものとします。

2. 個人別の報酬等（変動報酬等（業績・成果連動）・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は役位、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。社外取締役の固定報酬は、期待される役割及び責任に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。
- ・ 社外取締役の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

3. 変動報酬に係る指標の内容及び額又は算定方法の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の変動報酬（業績・成果連動）は、役位、期待される役割及び責任に応じて、それぞれの基準月額を定め、その基準月額に「単体当期純利益の水準に応じて予め定めた支給率（0.8～1.0）」及び「各役員年度の成果等を総合的に勘案し予め定めた支給率（0～2.25）」を乗じたものとし、過半数を独立社外取締役及び外部有識者とする報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定する。
- ・ 取締役（社外取締役を除く）の役員退職慰労金は取締役会で決議されている規程に基づき、以下の計算式により金額を算出し、支給の都度、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定する。

【計算式】 退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）
×業績勘案率

4. 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の変動報酬（業績・成果連動）については、変動報酬が報酬全体に占める割合が0%～35%の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定する。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

- ・ 固定報酬については、報酬を月額で定め、毎月支給する。変動報酬については、前年度の決算及び各役員の結果が確定後、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定した額を毎月支給する。役員退職慰労金については、株主総会終了後、速やかに支給する。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中村重治	<p>在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。</p>
大川順子	
大久保和孝	
石黒不二代	
日下智晴	
寺脇一峰	
小粥純子	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。</p> <p>(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に対して責任追及をするような場面では、防御費用も補償の対象外となります。</p> <p>(3) 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な過失があったことを知った場合等には、当金庫が当該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請求することとしております。</p>

- 補償契約の履行等に関する事項
該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当金庫の全ての取締役、監査役及び委任型執行役員	<p>当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
中村重治	トーヨーカネツ株式会社 リケンテクノス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員)
大川順子	KDDI株式会社 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役 社外取締役 (監査等委員)
大久保和孝	株式会社大久保アソシエイツ セガサミーホールディングス株式会社 サンフロンティア不動産株式会社 株式会社ブレインパッド 株式会社LIFULL 株式会社サーラコーポレーション 武蔵精密工業株式会社 株式会社SS Dnaform 代表取締役社長 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 代表取締役社長
石黒不二代	マネックスグループ株式会社 ウイングアーク1st株式会社 セガサミーホールディングス株式会社 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役 社外取締役 社外取締役 取締役
日下智晴	日下企業経営相談所 代表
寺脇一峰	シン・ベル法律事務所 キューピー株式会社 鹿島建設株式会社 芝浦機械株式会社 弁護士 社外監査役 社外監査役 社外取締役
小粥純子	東北大学 小粥純子公認会計士事務所 日本調理機株式会社 株式会社日新 大和ハウスリート投資法人 株式会社民間資金等活用事業推進機構 大学院経済学研究科 (会計大学院) 教授 代表 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員) 監督役員 社外監査役

- 注1. 取締役中村重治氏は、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) がありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役大川順子氏は、KDDI株式会社の社外取締役及び朝日放送グループホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員) がありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。また、同氏は2023年6月開催予定の東京電力ホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定ですが、当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
3. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役 (監査等委員)、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外取締役 (監査等委員)、株式会社LIFULLの社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社SS Dnaformの代表取締役社長ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役石黒不二代氏は、マネックスグループ株式会社の社外取締役、ウイングアーク1st株式会社の社外取締役、セガサミーホールディングス株式会社の社外取締役及びネットイヤーグループ株式会社の取締役ですが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2023年5月開催予定のウイングアーク1st株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役に退任予定であります。また、同氏は2023年6月開催予定の三井物産株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定ですが、当金庫と同社との間に特別な関係はありません。

- 取締役日下智晴氏は、日下企業経営相談所の代表であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
- 監査役寺脇一峰氏は、シン・ベル法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外監査役（2023年6月開催予定の同社定時株主総会において、社外取締役（就任予定）及び芝浦機械株式会社の社外取締役）であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
- 監査役小粥純子氏は、東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授、小粥純子公認会計士事務所代表、日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社日新社外取締役（監査等委員）、大和ハウスリート投資法人監督役員、株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
中村重治	12ヵ月 (通算57ヵ月)	当期開催の取締役会17回全てに出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
大川順子	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回全てに出席しております。	主に経験豊富なお客さま対応、企業再生、ダイバーシティ・インクルージョン推進等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、大手航空会社での経験に基づき、新たな企業理念制定に関してアドバイスをする等役割を果たしております。
大久保和孝	12ヵ月 (通算33ヵ月)	当期開催の取締役会17回全てに出席しております。	主に経験豊富なガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、地域活性化等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員長代理として、これらの委員会に出席し、積極的な意見を述べ、役員選任プロセスの透明性確保において主導的役割を果たしております。
石黒不二代	9ヵ月 (通算9ヵ月)	就任以降の当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	主にデジタルマーケティングの分野での企業経営の経験・見識に基づき、経験豊富なDX分野に係る視点から中小企業の取り巻く急激な経済環境変化の中における当金庫ビジネスモデルや顧客サービスの在り方等、将来を見据えた積極的な発言を行っております。
日下智晴	9ヵ月 (通算9ヵ月)	就任以降の当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
寺脇一峰	12ヵ月 (通算57ヵ月)	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席しております。 当期開催の監査役会の14回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な視点から発言を行っております。
小粥純子	9ヵ月 (通算9ヵ月)	就任以降の当期開催の取締役会12回全てに出席しております。 就任以降の当期開催の監査役会の10回全てに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な視点から発言を行っております。

注。「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫 からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫 の子会社等からの報酬等	退職慰労金
取締役	6人	54 (うち報酬以外の金額9)	該当ございません。	9
監査役	4人	26 (うち報酬以外の金額5)	該当ございません。	5
報酬等の合計	10人	80 (うち報酬以外の金額15)	該当ございません。	15

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額9百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額4百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
- 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額9百万円と役員退職慰労金0百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額4百万円と役員退職慰労金0百万円を含めております。
- 上記の支給人数には、2022年6月21日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名が含まれております。
- 上記のほか、2022年6月21日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任した取締役1名に対し2百万円及び退任した監査役2名に対し7百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円（取締役1名に対し2百万円、監査役2名に対し7百万円）が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数	23,099名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財務大臣	1,016,000千株	46.69%
全日本火災共済協同組合連合会	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	6,639	0.30
株式会社珈栄舎	6,032	0.27
鹿児島県火災共済協同組合	5,786	0.26

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300千株	0.24%
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,823	0.22
大 阪 船 場 織 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22

- 注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数（10,704千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持株数等	持株比率
政 府	1,016,000千株	46.69%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	664,194	30.52
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	600,130	27.58
事 業 協 同 小 組 合	0	0.00
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	62,258	2.86
企 業 組 合	1,803	0.08
協 業 組 合	6,204	0.28
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	23,501	1.08
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,685	0.07
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,835	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	580	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,217	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	453,362	20.83
そ の 他	3,239	0.14

- 注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記のほか自己株式10,704千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 該当がない場合は「—」で表示しております。

(5) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行役員 公認会計士 遠藤 英昭 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 本間 正彦	127	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しております。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・気候変動への取組み強化プロジェクトに関するアドバイザー・サービス業務 ・内部監査に関するアドバイザー・サービス業務

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は137百万円です。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

- 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当金庫ウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載しております。

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。当金庫は2023年3月17日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改訂を決議いたしました。本方針及び2022年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念（パーパス・ミッション）、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。2022年3月には、情勢の変化に加え、社会的な課題を意識した経営の重要性が高まっていることを踏まえて、新たな時代に相応しい企業理念（パーパス・ミッション）を制定いたしました。また、パーパス・ミッションの浸透のための統括部署として、2022年4月にD&I推進室をD&I推進部と改組いたしました。パーパスの浸透、自分ごと化することを狙いとして、パート・シニア職員を含む全役職員を対象に、一人ひとりの「マイパーパス」を策定するワークショップを実施いたしました。

職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を2018年度から実施し、2022年度は「自律的なコンプライアンス」を目的とし、各部室店単位でコンプライアンス・プログラム策定に取り組みました。コンプライアンス検討会の枠組みは残しつつも、全社一律の取組みから、各部室店の自律的な取組みとして、各プログラムに沿って各部室店の裁量で実施する形に変更いたしました。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2022年度は、全職員を対象に①基本的規律に係るコンプライアンス研修、②「上司・部下間」における信頼関係構築に係る検討会を実施いたしました。このほか、部室店長を対象とした信頼関係構築に係る検討会を通じた部室店間の対話にも取り組みました。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的として内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。また、2022年6月の公益通報者保護法改正を踏まえ、当金庫における職員相談窓口制度を規定するコンプライアンス実施要領の改正を実施し、適切な相談窓口体制の整備を図っております。法務対策室は、法令改正対応、訴訟対応のサポート及びモニタリング等に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。不正リスクの観点では、過度な業績プレッシャーに起因するリスクに着眼した監査を実施いたしました。特に、毎年実施する営業店アンケートに職員が感じるプレッシャーの中身を確認できるよう質問項目の変更を行い、全体の集計結果を取締役会へ報告するとともに、往査時には営業店マネジメントの状況を確認しております。また、計画的な内部監査の高度化を目的として2022年4月に策定した中期監査計画のもと、「経営に役立つ監査」を実現するため、各種施策に取り組んでおります。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、並びに総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は半期ごとに、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。2021年度下期からトップリスク運営を導入し、2022年度以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っていくことを決定いたしました。2022年度下期のトップリスクとして、「気候変動リスクへの対応」、「産業構造変化」、「大規模自然災害の発生」、「新型コロナウイルス感染症拡大」、「格付低下」、「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策の不備」の6つのトップリスクを選定しております。また、業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワークの本格導入に向けて関係各部で運用面での議論を継続的に行っております。2022年度下期から、中期経営計画の取組みや進捗管理（KGI・KPI）を踏まえた、資本の使用状況、資本の十分性、リスクリターン状況及びリスクアペタイト方針に関する、経営管理と議論の枠組みを設計いたしました。また、2023年3月にバーゼルⅢ最終化の適用に伴う関連規程の改正を取締役会にて決議し、リスク管理部門、コンプライアンス統括部門及び監査部門の役員は、利益相反の関係にある業務部門を兼務しないことを執行役員規程に明記いたしました。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築するなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、2021年5月、金融庁ガイドラインにて金融機関として最低限の対応が求められるマネー・ローンダリング対策事項と当金庫の現状との差異について整理し主務省宛報告いたしました。未整備項目への対応の進捗状況については、定期的にコンプライアンス会議に報告しております。外部からマネー・ローンダリング対策態勢の高度化要請が更に強まっていることも踏まえ、営業部店、関係本部、監査部と協働し、金庫全体のマネー・ローンダリング対策態勢を強化、推進しております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2022年度は、各部室店にてコンプライアンス・プログラムを策定しており、策定されたプログラムについては、2022年8月のコンプライアンス会議にて報告いたしました。監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するに当たっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議においては、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2022年度は取締役会を17回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし、監督機能の強化を図っております。また、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

企業理念（パーパス・ミッション）、中期経営計画の策定やトップリスクの選定等の経営の重要課題については、2021年度から新たに導入した「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。また、2022年4月に経営会議規程を見直し、経営会議においても、取締役会と同様「討議事項」を導入いたしました。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2022年度は2022年6月及び12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。全ての部署から完全に独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社ごとに業務上最も関係の深い部署を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。子会社等においても、2022年10月に「コンプライアンス強化月間」の取組みとして、コンプライアンス検討会を実施いたしました。

また、2022年8月に企業理念（パーパス・ミッション）の実現を目的として、新たに各子会社の中期経営計画を策定し、2022年11月、取締役会に各子会社の中期経営計画を報告いたしました。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

(決議内容の概要)

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的として「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、2022年度の振り返りを行ったほか、2023年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」を経営会議、取締役会で議論のうえ、決定いたしました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(決議内容の概要)

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**(決議内容の概要)**

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口へ内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規程において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会その他の重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**(決議内容の概要)**

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規程に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を2022年度は3回開催しております。内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2022年度は9回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2022年度は2回開催しております。監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

第94期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,741,022	預当座預金	5,786,324
現金	17,692	普通通知定期預金	548,211
預け金	1,723,329	その他預金	1,739,647
コ ー ル 口 一 ン	377,420	譲渡の他預金	33,046
買入金取引債権	23,816	債券発行預金	3,396,472
特定金融派生商品	18,465	債券取得引当金	68,946
有価証券	18,465	借入金	689,176
国債	18,465	特定金融派生商品	3,448,850
地方債	977,951	借入金	200,687
株式	340,828	外債	10,356
その他の証券	445,354	外国債	1,523,823
貸出金	84,378	未払金	1,523,823
形付付越	46,208	未払金	492
手形	61,180	未払金	2
手形	99,386	未払金	489
証券	371,450	未払金	80,000
当座	7,675,971	未払金	63,793
外 国 為 替	1,492,257	未払金	7,643
外国債	22,925	未払金	7,346
外国債	13,715	未払金	6,845
買入外国債	726	未払金	2,635
取立外国債	8,483	未払金	3,928
その他の資産	107,572	未払金	1,733
前払費用	10,263	未払金	33,660
未収収益	6,135	未払金	4,680
金融派生商品	1,277	未払金	131
金融商品等差入担保金	86,308	未払金	43,526
その他の資産	3,588	未払金	65
有形固定資産	38,832	未払金	131,426
建物	14,784	未払金	130,543
土地	21,346	未払金	882
建設仮勘定	209	貸倒引当金	△184,859
その他の有形固定資産	2,492	資産の部合計	12,980,499
無形固定資産	17,219	負債の部合計	11,983,333
ソフトウェア	8,334	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	8,885	資本金	218,653
前払年金費用	33,490	危険特別準備金	129,500
繰延税金資産	36,150	利益剰余金	400,811
支払承諾見返	131,426	利益剰余金	0
支払承諾見返	130,543	利益剰余金	0
代理貸付保証見返	882	利益剰余金	233,123
貸倒引当金	△184,859	利益剰余金	26,008
資産の部合計	12,980,499	利益剰余金	207,115
		利益剰余金	332
		利益剰余金	49,570
		利益剰余金	157,211
		利益剰余金	△1,153
		株主資本合計	980,935
		その他の有価証券評価差額金	16,227
		繰延ヘッジ損益	2
		評価・換算差額等合計	16,229
		純資産の部合計	997,165
		負債及び純資産の部合計	12,980,499

第94期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,741,181	預 金	5,781,137
コールローン及び買入手形	377,420	譲 渡 性 預 金	689,176
買 入 金 銭 債 権	23,816	債 券	3,448,450
特 定 取 引 資 産	18,465	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	200,687
有 価 証 券	974,629	特 定 取 引 負 債	10,356
貸 出 金	9,628,093	借 用 金	1,583,148
外 国 為 替	22,925	外 国 為 替	492
そ の 他 資 産	197,128	社 債	80,000
有 形 固 定 資 産	39,793	そ の 他 負 債	69,098
建 物	15,213	賞 与 引 当 金	4,907
土 地	21,868	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,075
建 設 仮 勘 定	209	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	174
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,502	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	43,526
無 形 固 定 資 産	16,938	環 境 対 策 引 当 金	65
ソ フ ト ウ ェ ア	8,237	そ の 他 の 引 当 金	81
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8,700	繰 延 税 金 負 債	50
退 職 給 付 に 係 る 資 産	23,464	支 払 承 諾	131,426
繰 延 税 金 資 産	40,231	負 債 の 部 合 計	12,044,854
支 払 承 諾 見 返	131,426	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△185,519	資 本 金	218,653
資 産 の 部 合 計	13,049,997	危 機 対 応 準 備 金	129,500
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	245,274
		自 己 株 式	△1,153
		株 主 資 本 合 計	993,086
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,233
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△7,976
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,259
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純 資 産 の 部 合 計	1,005,142
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,049,997

第94期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		161,030
資金運用収益	115,759	
貸出金利息	105,290	
有価証券利息配当金	4,007	
コールローン利息及び買入手形利息	543	
預け金利息	1,232	
金利スワップ受入利息	3	
その他の受入利息	4,681	
役務取引等収益	11,970	
特定取引収益	8,425	
その他業務収益	22,595	
その他経常収益	2,277	
償却債権取立益	36	
その他の経常収益	2,241	
経常費用	8,420	129,603
資金調達費用	2,521	
預渡金預金利息	1,300	
債権利息	2,108	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△4	
借入金利息	1,955	
社債利息	524	
その他の支払利息	14	
役務取引等費用	3,280	
その他業務費用	22,902	
その他経常費用	73,197	
貸倒引当金繰入額	21,803	
その他の経常費用	19,131	
その他	2,671	
経常利益		31,426
特別利益		355
固定資産処分益	355	
特別損失		236
固定資産処分損失	159	
減損損失	77	
税金等調整前当期純利益		31,544
法人税、住民税及び事業税	10,503	
法人税等調整額	△2,295	
法人税等合計		8,208
当期純利益		23,336
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		23,332

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

ご参考

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 英昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大辻 竜太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 正彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 英昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大辻 竜太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 正彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制及び運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役	岡本 泰一郎 ㊟
常勤監査役	寺内 真彦 ㊟
監査役(社外監査役)	寺脇 一峰 ㊟
監査役(社外監査役)	小粥 純子 ㊟

以上

(ご参考) 取締役会メンバー（取締役・監査役）について

当金庫の取締役会メンバー（取締役・監査役）は以下のとおりです。

氏名	本総会後の当金庫における地位等	役員の専門性									
		企業経営	金融	財務会計	コンプライアンス・法律	グローバル	DX・IT	サステナビリティ	D&I	リスクマネジメント	中小企業
関根正裕	取締役社長執行役員 (代表取締役)	●	●							●	●
中谷肇	取締役副社長執行役員		●							●	●
鍛治克彦	取締役専務執行役員		●				●				●
小原広之	取締役常務執行役員		●							●	
中村重治	取締役 社外 独立	●	●			●				●	
大川順子	取締役 社外 独立	●						●	●		
大久保和孝	取締役 社外 独立			●	●		●	●		●	●
石黒不二代	取締役 社外 独立	●				●	●		●		
日下智晴	取締役 社外 独立		●	●						●	●
岡本泰一郎	監査役		●	●							●
寺内真彦	監査役		●								●
寺脇一峰	監査役 社外 独立				●					●	
小粥純子	監査役 社外 独立			●		●		●		●	●

（ご参考）『社外役員の独立性基準』

当金庫における独立性を有する社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

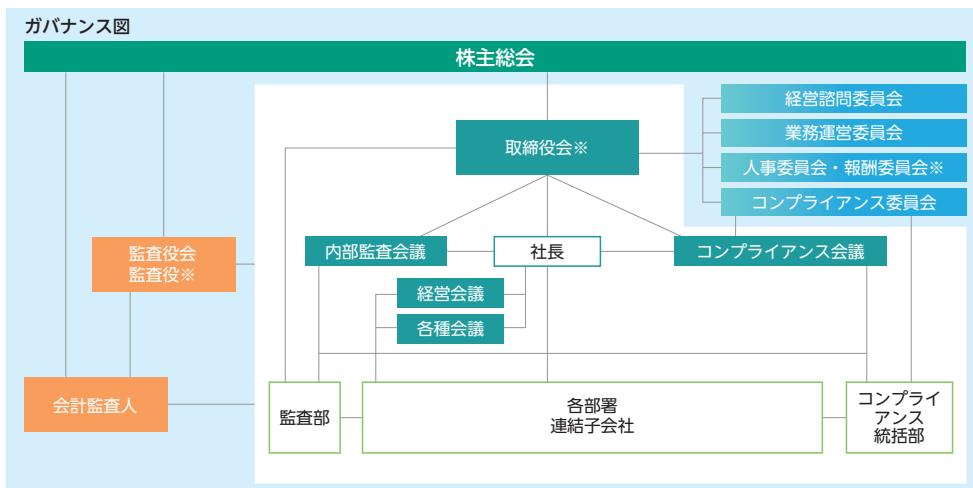
- (1) 当金庫又はその関係会社の業務執行取締役、執行役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という。）である者、及びその就任の前10年間に於いて当金庫又はその関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当金庫の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (3) 当金庫又はその関係会社と重要な取引関係（※1）がある者又はそれが法人・団体等である場合の当該者若しくはその関係者（関係会社と類似する関係にある者）の業務執行者である者
- (4) 当金庫又はその関係会社の弁護士やコンサルタント等として、当金庫役員報酬以外に直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受け取っている者。また、それが法人・団体等である場合、当該法人・団体等が当金庫又はその関係会社において重要な取引関係がある場合における、当該法人・団体等に属する者
- (5) 当金庫又はその関係会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当金庫又はその関係会社から直前の事業年度を含む3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はそれが法人・団体等である場合のその業務執行者である者
- (7) 上記（2）から（6）までについて過去3年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者又は二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (9) 当金庫又はその関係会社から取締役を受入れている会社又はその関係会社の業務執行者である者
- (10) 社外役員としての在任期間が8年を経過している者
- (11) その他、当金庫の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

ただし、上記（1）から（10）までに該当するものがある場合でも、人事委員会が総合的に判断しその独立性を有する社外役員として相応しい者として認め、取締役会において独立性を有する社外役員候補者として決議した場合は、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。

その場合においては、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

（※1）重要な取引関係とは、当金庫の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上を基準に判定

(ご参考) 商工中金のガバナンス



※社外取締役・社外監査役が就任している機関

主要な会社機関の内容

取締役会

取締役会は、過半数の社外取締役（5／9名）で構成されています。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員職務の監督を行っております。

監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

人事委員会・報酬委員会

役員人事並びに役員報酬及び退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者、外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」と「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

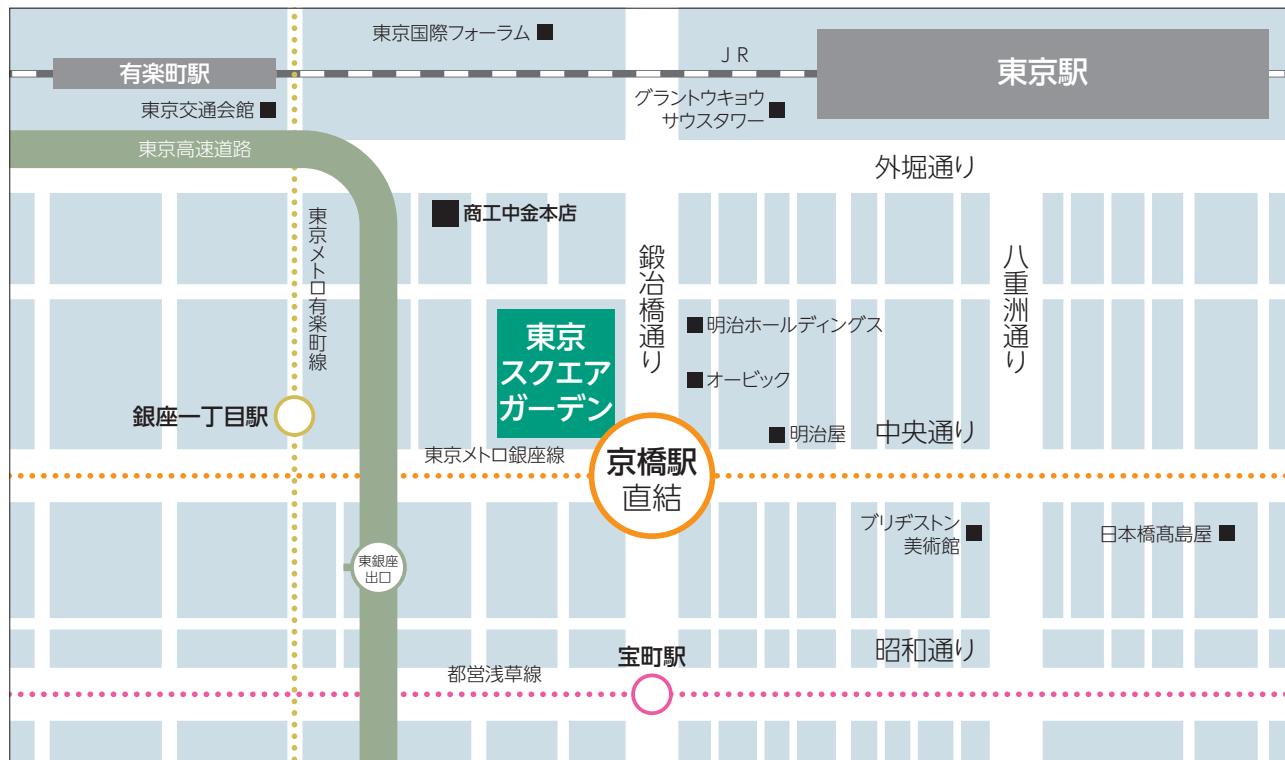
コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務執行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

第15回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
 電話 (03) 5542-1995



交通のご案内

○ 東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○ 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○ 都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。